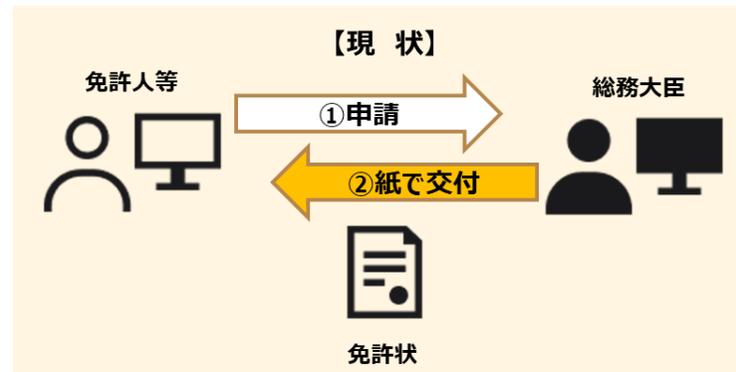


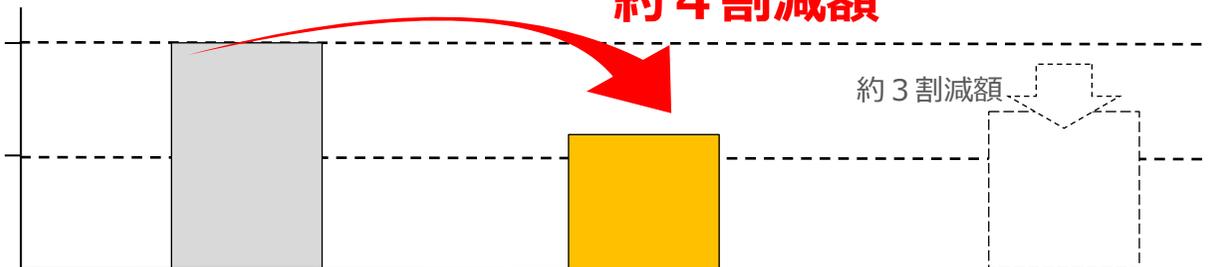
1. 概要

- 「電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号)」により、無線局の免許状等のデジタル化等を実施します。
※無線局の免許等の申請処理業務を行う情報システム(総合無線局監理システム)を刷新。
- 免許等の手続を**完全デジタル化する場合等の申請手数料等を新たに定めます**。(申請を紙で行い、紙の免許証明書等の交付を行う場合に比べて、平均約4割減額)
- 無線従事者の免許の電子申請について、手数料を定めます。
※無線従事者免許証の電子化については、検討中です。
- 完全デジタル化の促進等により、**免許等の交付までの迅速化、利便性の向上等**による申請者等・総務省双方の**コスト削減、業務効率化**を推進します。



2. 手数料額の削減のイメージ

約4割減額

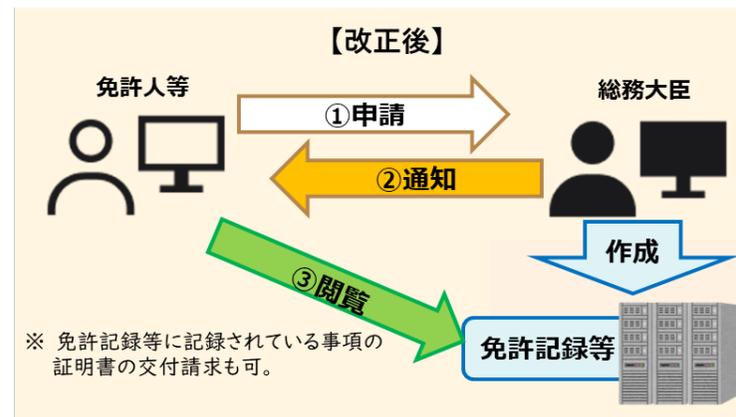


書面申請・
書面の免許事項証
明書あり

**【完全デジタル化】
電子申請・免許等の
インターネット閲覧のみ**

(参考) 電子申請・
書面の免許事項証明
書を別途請求した場合

※新たに定める「完全デジタル化の手数料額」は、現行の電子申請の手数料額と比べて最も安くなります。



3. 今後の予定

- 施行については、令和7年10月1日を予定しています。